

当直医に時間外手当

産科医訴訟 二審も支払い命令

産婦人科医の夜間や休日
の当直勤務が労働基準法で定
められた「時間外手当」の支
給対象になるかが争われた訴
訟で、大阪高裁の紙浦健二裁
判長は16日、対象になると判
断して奈良県に計約1540
万円の支払いを命じた一審・
奈良地裁判決を支持し、原告
・被告双方の控訴を棄却し
た。

原告は奈良市の同県立奈良
病院に勤める産婦人科医の男
性2人。各地の病院の産婦人
科医の多くも同じ問題を抱え
ているといい、代理人の藤本

卓司弁護士は「高裁レベルで
支給対象と認められたのは初
めてで、産婦人科医療に影響
を与える可能性がある。問題
の背景には産婦人科医の絶対
的な不足があり、数を増やす
ための国の対応が求められて
いる」と話している。

高裁判決によると、2人は
04～05年に210回と213
回の当直をこなし、1人は計
56時間連続して勤務したケ
スもあった。これに対し県は
「当直は待機時間があり、勤
務内容も軽い」として時間外
手当の対象外と判断。当直1

回につき2万円を支給した。
紙浦裁判長は、産婦人科医
不足で県立奈良病院には県内
外から救急患者が集中的に運
ばれ、分娩件数の6割以上が
当直時間帯だったと指摘。当
直勤務について「通常業務そ
のもので、待機時間も病院側
の指揮命令下にあった」と判
断した。緊急時に備えて自宅

待機する「宅直勤務」は時間
外手当の支給対象と認めなか
ったが、「繁忙な業務実態か
らすると過重な負担で、適正
な手当の支給などが考慮され
るべきだ」と述べた。
武末文男・同県医療政策部
長は判決後に県庁で記者会見
し、「判決に従えば夜間や休
日の診療が困難になる。国に

労働環境改善と救急医療の両
立を図れる体制作りを要請し
たい」と述べ、上告について
も検討するとした。県側は2
人の提訴後の07年6月以降、
県立病院の医師が当直中に治
療や手術をした場合、その時
間に限って時間外手当を支給
する制度を導入している。
(平賀拓哉、赤木基宏)

©朝日新聞社 2010年

44741号(日刊)

2010年(平成22年)

11月17日

水曜日



朝日新聞北海道支社

発行所:〒060-8602 札幌市中央区北2条西1-1-1
電話: 011-281-2131 www.asahi.com